| | | | |
|---|---|---|---|
| | アマチュア<br>アマチュア衛星 | アマチュア業務用 | |
| | 宇宙研究（宇宙から地球） | 公共業務用<br>一般業務用 | |

」

改める。

第２の国内周波数分配の脚注Ｊ37Ａを次のように改める。

Ｊ37Ａ（未使用）

第２の国内周波数分配の脚注Ｊ37Ｃを削る。

第２の国内周波数分配の脚注Ｊ58Ａを次のように改める。

Ｊ58Ａ（未使用）

第２の国内周波数分配の脚注Ｊ58Ｄを削る。

第２の国内周波数分配の脚注Ｊ73Ａを次のように改める。

Ｊ73Ａ（未使用）

第２の国内周波数分配の脚注Ｊ74を次のように改める。

Ｊ74（未使用）

第２の国内周波数分配の脚注Ｊ75Ｂを次のように改める。

Ｊ75Ｂ

放送業務によるこの周波数帯の使用は、岩手県及び宮城県の区域に限るものとし、2013年３月31日までに限る。

第２の別表７―２中

「

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 154.45MHz | 154.47MHz | 154.49MHz | 154.51MHz | 154.53MHz | 154.55MHz |
| 154.57MHz | 154.59MHz | 154.61MHz | | | |

」を

「

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 154.44375MHz | 154.45MHz | 154.45625MHz | 154.4625MHz | 154.46875MHz |
| 154.47MHz | 154.475MHz | 154.48125MHz | 154.4875MHz | 154.49MHz |
| 154.49375MHz | 154.5MHz | 154.50625MHz | 154.51MHz | 154.5125MHz |
| 154.51875MHz | 154.525MHz | 154.53MHz | 154.53125MHz | 154.5375MHz |
| 154.54375MHz | 154.55MHz | 154.55625MHz | 154.5625MHz | 154.56875MHz |
| 154.57MHz | 154.575MHz | 154.58125MHz | 154.5875MHz | 154.59MHz |
| 154.59375MHz | 154.6MHz | 154.60625MHz | 154.61MHz | 154.6125MHz |

」に

改める。

第２の別表８―７中「1919.45MHz」を「1915.55MHz」に改める。

第２の別表９―８中「76.5GHz」を「76.5GHz　79.5GHz」に改める。

第２の別表10―２を次のように改める。

別表10―２　携帯無線通信（二周波方式のものに限る。）用の周波数表

| 陸上移動局用周波数帯 | 基地局用周波数帯 |
|---|---|
| 718MHzを超え748MHz以下 | 773MHzを超え803MHz以下 |
| 815MHzを超え845MHz以下 | 860MHzを超え890MHz以下 |
| 900MHzを超え915MHz以下 | 945MHzを超え960MHz以下 |
| 1427.9MHzを超え1462.9MHz以下 | 1475.9MHzを超え1510.9MHz以下 |
| 1744.9MHzを超え1784.9MHz以下 | 1839.9MHzを超え1879.9MHz以下 |
| 1920MHzを超え1980MHz以下 | 2110MHzを超え2170MHz以下 |

第２の別表11―４を次のように改める。

別表11―４　ディジタルＭＣＡ陸上移動通信用の周波数の使用地域

| |
|---|
| 関東総合通信局、東海総合通信局、近畿総合通信局及び九州総合通信局の管轄区域 |

## ○総務省告示第四百三十八号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）別表第二号17(3)の規定に基づき、平成二十一年総務省告示第二百四十七号（時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信、時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の送信装置の技術的条件を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年十二月五日

総務大臣　樽床　伸二

第一項第二号(1)の表及び(2)の表並びに第二項第二号(1)の表及び(2)の表中「一、九一九・六MHz」を「一、九一五・七MHz」に改める。

第三項第一号(1)の表一〇・〇五MHz以上の項及び同表の注1中「一、八四四・九MHz」を「一、八三九・九MHz」に改め、同項第二号(1)の表及び同表の注1中「一、九一九・六MHz」を「一、九一五・七MHz」に改め、同号(2)を次のように改める。

(2)　七一八MHzを超え七四八MHz以下、八一五MHzを超え八四五MHz以下、九〇〇MHzを超え九一五MHz以下、一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下、一、七四四・九MHzを超え一、七八四・九MHz以下又は一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下の周波数の電波を使用する陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）の送信装置